

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 概況

一九五三年一月二〇日、アイゼンハウアー大統領の就任を契機にして、アメリカはいわゆる「まきかえし政策」(ロールバック・ポリシー)を強行しはじめた。そして、それはアジアにおける日本の戦略的価値のいっそうの増大を意味するものであった。

しかし、この「まきかえし政策」に指導された吉田政府の政策は、きわめて不安定なものであり、前年にひきつづいてますます深刻化した経済の破綻は、国民生活の窮乏化を促進し、労働者階級を中心とする国民の運動を前進させ、支配階級内部の混乱を拡大する要因となった。

一九五二年において、ひじょうな昂揚を示した労働運動は、なによりもまず経済の軍事化がもたらした生活の破壊に対抗するものであったが、一九五三年には、この闘争の本質的な性格を、労働者階級はさらに深く自覚して前進するにいたった。われわれは、その最初のあらわれを、春季賃金闘争における「ベース賃金打破」の方向に認めることができる。一九五三年春季賃金闘争の特徴は、いわゆる個別賃金の要求にあった。それは、従来のベース・アップ方式と異り、最低賃金の引上げ額をすべての労働者の賃金に一律加算するという要求であった。

まず、前年末以来、一月以降新賃金の要求を掲げて闘ってきた私鉄総連は、三月二九日、大手筋一三社による第一波、四月三日、総連傘下九七組合による第二波二四時間ストを計画したが、第一波ストを延期して交渉をつづけた結果、第二波スト直前に大手筋はほとんど妥結し、とり残された中小私鉄は分散的にストライキで闘った。しかし、この私鉄総連の賃金闘争は、いぜんとしてベース賃金を打破することができなかつたのである。

私鉄総連の闘争につづいて鉄鋼労連は、四月七日、二四時間ストをおこなった。参加人員は、三四組合、一〇万二九三二人にのぼり鉄鋼労連はじめての統一的ストライキであったが、一四日以降無期限ストの方針は中闘で否決され(神鋼・尼鋼・日亜・大同・徳山は実施)、妥結の結果は個別賃金要求の採用とベース・アップの中間に落ち着いた。

また、合成化学労連傘下の各組合は、三月一日と四月一日の二集団に分れて要求を提出したが、とくに個別賃金の要求では資本家側の方針とするどく対立した。四月一日、日本水素の出荷スト、四月八日、日東硫曹の二四時間ストなど、激しい闘争が展開され、とりわけ日産化学は五八日間の長期ストで一二〇人の解雇を撤回させ、一律五〇〇円の値上げを獲得した。ただ、一月五月初出の七二時間スト以来、部分ストを中心に闘争をつづけた昭和電工川崎工場労組は、四月一七日、執行部不信任案が成立し、会社側のロック・アウト戦術の前に屈服せざるをえなかつた。しかし、全般的にみて合成化学労連の賃金闘争は、個別賃金の要求を不十分ながら賃金体系のなかに組入れさせ、この点でベース賃金打破の手がかりを得ることができたといえる。

さらに、紙パルプ労連でも統一的な賃金闘争をおこなう方針がたてられたが、じっさいは各企業別の闘争になった。しかし、王子製紙は五月二〇日の二四時間スト以後、二二日間の長期ストをおこない、職階制賃金を崩す方向をみせた。

経済の破綻と、その犠牲を国民へ転嫁しようという政策にたいする労働者階級の闘争は、以上に述べたような各労働組合の春季賃金闘争を軸として、四月衆議院議員総選挙前後あらたな発展を示した。総評ではすでに一月二六日、中華全国総工会へ提携のメッセージを送り、二月一〇日には「朝鮮戦乱即時停止のため世界各国の労働組合に訴える」アピールをだして、日本労働者階級の平和への要求を表明したが、五月六日には、かねてから準備していた平和経済国民会議の第一回予備会議をひらいたのである。総評によって平和経済のための闘争がじっさいに提起されたことは、労働者階級が低賃金や失業などの身近な問題から出発して、政策全体の変更を要求するという課題をとりあげはじめたことを意味した。

一方、日経連は、五月九日、「基本労働対策」(いわゆる七原則)を決定した。この七原則のなかで、独占資本の代表者たちは、「労使関係がすべて国際経済に伍する国民経済という共通の基盤にたつべきことの厳たる事実」を主張し、「企業の合理化と労働の生産性の向上」について資本家的観点を説き、「産業平和」の名のもとにストライキを抑圧し、そのうえ第二次レッド・パージも辞さないことを明らかにした。

政府は、一九五二年年末の炭労・電産ストライキ終結直後、すぐにスト規制法の制定をとりあげたが、とくに四月総選挙を経た第一六国会において、同法案の成立に全力をつくした。六月二〇日には総評主催の労働者大会が東京でひらかれ、炭労・電産を先頭とする五万人がスト規制法反対のデモをおこなった。また総評主催の公聴会および国会における公聴会では、ほとんど全部の学者がこの法律の制定に反対した。ただ、一九五二年年末にいわゆる四単産声明を発表した一部少数の組合幹部だけが、総評のスト規制法反対闘争とは同調しないとの態度を示したのである。

七月四日、スト規制法反対の第一波実力行使は、炭労・電産・全自動車・全造船・全鋳・鉄鋼労連・合成化学労連など約三三万人が参加し、ストライキ、デモ、職場集会などの方法で闘争がおこなわれた。一一日の第二波実力行使は、炭労約一五万人が二四時間ストをおこなったのを先頭に、電産・全自動車・鉄鋼労連・私鉄など合計約四九万人が参加したが、一般的にいつて第一波とともにその闘争は低調であった。二七日の第三波実力行使(参加人員約四六万人)においても闘争はもりあがらず、八月五日、スト規制法(電気事業及び石炭鋳業に於る争議行為の方法の規制に関する法律)は国会で成立してしまった。一九五二年の破防法反対闘争にくらべ、スト規制法反対闘争に迫力が欠けたのは、主力の電産・炭労が前年の大争議で疲労し、とくに電産は組織の分裂に悩まされていたうえ、闘争が全体として国会内の駆け引きに終り、スト規制法が労働者をはじめ国民全体の問題として十分意識されなかったためである。また、第一波から第三波におよんだ実力行使そのものも、組合上級機関からの画一的な指令にたよりすぎていることも否定できない。

このような情勢のなかで、七月八日から四日間にわたって総評の第四回定期大会が東京でひらかれた。軍事的合理化とどのようにたたかうか、労働組合の諸権利をいかにして守るか、平和勢力を強め拡大するにはなにをなすべきか、民労連の攻撃のもとで労働戦線の統一をかちとるにはどうしたらよいか等々一大会は当面の重要な問題を討議し、行動の方針を決定する場として、組織労働者はもとより国民諸階層の深い関心のうちに迎えられたのである。そして、大会は「平和国民の統一」という考えかたを柱とする一九五三年度運動方針を決定したが、それは、前年度運動方針にくらべて大きく前進したということができる。

七月二七日、朝鮮休戦協定が調印され、三年余にわたる朝鮮戦争もついに戦火をおさめるにいたった。これは明らかに世界平和勢力の勝利であり、この平和勢力の戦争勢力にたいする優越がはっきり示されたことは、一九五三年の国際情勢のもっとも大きな特徴であった。

資本主義諸国においても平和勢力は前進を示し、とくにフランス、イタリアでは、労働者階級の統一行動が発展し、「平和の政府」が現実の日程にのぼりはじめた。また植民地・従属国における民族解放運動も発展し、とりわけインドシナ、アフリカ、ラテン・アメリカの民族闘争は帝国主義の土台をゆるがした。

この世界平和勢力の昂揚を背景として、六月には、ブダペストで世界平和評議会総会がひらかれ、「話し合いのための全世界的カンパ」の開始が宣言された。

世界平和勢力の前進と、資本主義陣営内部の対立の激化にともない、孤立化の様相を深めたアメリカと日本の反動勢力は、とくに一九五三年後半期以後、MSA(相互安全保障法)をテコに、その支配を強めようとした。

まず独占資本は、その体制を維持するために合理化攻勢を開始した。かれらが長いあいだ成立を待ちのぞんでいたスト規制法が、八月五日、国会で成立するや否や、その二日後に三井・三菱・住友などの炭鉱独占資本は七万人の大量解雇を通告したのである。これは同じく鉄鋼部門における合理化(たとえば前年一二月一八日から始まり、年を越して六一日間の長期ストをおこなった関東製鋼澁川工場、また本年一〇月八日から始まり、一一月一日まで一ヵ月間以上の長期ストをおこなった尼崎鉄工呉工場などの場合)とともに、日本経済の矛盾を集中的に表現するものとして、はっきり軍事的性格を示したのであった。

石炭部門の合理化反対闘争では、とくに全国三井炭鉱労働組合連合会(三鉱連)の輝かしい勝利の経験が記録されなければならない。三鉱連は、周到な準備のもとに、首切りをゼロにするまでたたかおうという「ゼロのたたかい」を合言葉として、ほとんど分裂策動の隙もあたえず、家族をもふくむ組合員大衆自身のたたかいとして、一一三日間の大闘争を組織することに成功したのである。一一月一日、三井の資本家は、ついに一八一五名の指名解雇を撤回したが、この事実は全労働者階級をはじめ国民各階層に大きな希望と自信をあたえたのであった。

独占資本は、軍事的合理化に抵抗してたたかう労働者のストライキ戦術にたいし、強力なロック・アウト戦術をもって臨んだ。先に述べた昭和電工(三月)、日産化学(四月一六月)をはじめ、東京機械(四月一六月)、大同鋼板(四月)、後に述べる日鋼赤羽(六月)、日産自動車(八月一九月)さらにグリコ(一一月)、淀川製鋼所(一二月)などは、いずれも工場閉鎖による損失日数が一万日以上にのぼった。

軍事的合理化をいままでよりもいっそう大規模に展開するなかで、労働組合に対する分裂策動もいちだんと強化されるにいたった。そして、このことは、民労連の動きのなかにはっきりとみられ、また全自動車日産分会の闘争に対して会社側のとった戦術に集中的に現われている。強力な労働組合として自他ともに認めていた全自動車日産分会は、五月二五日、賃金値上げ、一時金の要求をだしてから、日経連の集中攻撃の目標となり、会社側はいわゆるレール戦術をとり、ついに、八月三〇日、第二組合が結成された。組合はこれにたいして、かなりねばり強く闘ったが、けっきょく九月二一日、会社案を承認するところまで追いつめられてしまった。しかも、闘争終結後も分裂策動はいぜんとしてつづき、第二組合が日産自動車の労働者の過半を制するにいたった。

一方、民労連(民主主義労働運動連絡協議会一二月一四日結成)は、八月二〇日、全国代表者会

議をひらいて「総評と対決する新組織を結成する」ことを確認した。その一週間後の二七日、民労連の支柱となっている海員組合が全国評議員会をひらいて総評脱退を決定した。そして新潟、川崎、博多支部長など組合員大衆の動きに押されて総評脱退に反対した指導者は、つぎつぎとその地位を追われた。

一方、民労連のいま一つの支柱になっている全織同盟は、九月八日からひらかれた第八回年次大会において「総評即時脱退」の執行部提案を規約による三分の二に五九票も足りないで否決されたが、「総評脱退を決定する」という運動方針は過半数で可決された。

この全織大会の直後、九月一日に開催された日経連の臨時総会で、前田専務理事が民労連を「一服の清涼剤」と呼んだが、それは、アメリカがMSAを適用する場合の条件として、アメリカの資本が進出するさいの障害となるものを除去することとともに、その強化を要求する「団体交渉機関としての自由な労働組合」(MSA五一六条)にほかならない。

九月二八日から東京でひらかれた国際自由労連アジア地域会議を契機に、民労連はいつそう活潑な動きをみせた。この日、全映演は総評脱退を決定し、総同盟も一〇月八日からひらかれた第八回大会において新組織結成のため特別委員会を設置する方針を可決した。かくして一〇月一五日、総同盟、海員、全織、常炭連、全映演の五労組は、新組織の結成準備会の懇談会をひらくにいたったが、総同盟と全織との対立などで具体的方針をきめることはできなかった。なお、全織同盟は、一月一四日からひらかれた臨時大会において、「総評脱退、新組織結成、新組織加盟手続きは中央委一任」という議案を、わずか二票の差で可決した。

このほか、電産に対して電労連が結成され、全日通にも春のゼネストのなかから第二組合が発足し、全駐労からも八月の労務基本契約反対のゼネストのなかで関西・長崎支部が脱退するなど、多くの闘争において、労働組合の分裂がひきおこされた。

日本の労働組合は、その活動の改善について重大な考慮を払わねばならぬところに来た。九月二八、二九の両日にひらかれた産業防衛共闘会議は、MSA受入れをめざす反動攻勢が激化しているなかで、各単産、地評、争議団代表など約五〇〇人が参加し、この組合活動の改善について討論を集中したところに大きな意義をもった。

また、一二月一四、一五の両日にひらかれた第一回平和経済国民会議は、労働者、農民、中小企業者、知識人が参加して、それぞれのぶつかっている壁が反動勢力による経済の軍事化という共通のものであり、今後MSAに反対して平和経済をうちたててゆくため、国民共通の敵を明らかにして運動を組織することを確認した。この会議の討論は、平和経済の運動がすでに実践の段階にきていることを明らかにした。

一九五三年の労働運動の特徴の一つは、基地労働者の闘争であった。日鋼赤羽のスト(六月一八日)、駐留軍労働者のスト(八月一二日)は、文字どおり銃剣の威圧をはね返しておこなわれ、多くの成功をかちとったのである。とくに日米労務基本契約反対のストライキをおこなった駐留軍労働者は、その闘争のなかで、全駐労(総評系)、全日駐(中立系)さらに未組織労働者もふくめた統一行動をとったが、一月二八日には、この統一行動を基礎にして、全駐労と全日駐は統一声明を発し、基地労働者一九万人の統一組織をつくることになった。

さらに労働者階級は、内灘・妙義・浅間などにおける基地反対闘争で農民と提携し、共同闘争を拡大したが、とくに内灘は、軍事基地反対闘争の中核に労働者階級が立上った典型的なものであっ

た。この内灘では、「金は一年、土地は万年」のスローガンの下に農民も力強いエネルギーを発揮した。農民闘争は、長期にわたる沈滞を脱却しはじめた。それは深刻な農業危機のなかでたかまり、労働者との提携、貧農の指導権確立と統一行動の新たな発展を示したのである。そして労働者階級が農民を同盟軍としてつかむか否かということは決定的に重要な問題になってきた。

四月下旬関東一帯の大霜害、六月下旬九州の大水害、七月和歌山・京都の水害、九月の颱風一三号の被害、冷凍害、イモチ病の発生などは、数千の人命を奪い多数の住民の生活を破滅させ、約一四〇〇億円の被害をだし、一九年ぶりの凶作をひきおこした。これは、戦争と占領がもたらした日本農業の危機を如実に物語るものであった。十一月一日、総評主催でひらかれた全国労農代表者会議は、それらの問題に対処する労働者と農民の団結を固めるうえで、重要な役割をはたした。

一九五三年の越年闘争のなかでも、統一行動が前進したことは、注目されなければならない。まず、巨大工場の八幡製鉄労組が、一二月二日、越年手当要求で七十二時間ストをおこなったことは、これまで中小企業だけの闘争に終りがちだった鉄鋼労連の統一闘争を発展させたものとして大きな意義をもっている。しかも、この鉄鋼労連の闘争を先駆として、全造船も一〇月三〇日、全国代表者会議をひらいて総同盟系の造船総連と越年資金を統一行動でたたかいとることをきめ、三菱横浜造船をはじめとする大企業の労組が中心になって次々とストライキをおこなった。また、十一月三〇日、鉄鋼労連、全国金属、全自動車、全造船、電機労連、全電線の各単産代表が集って全金属労働者年末総決起大会をひらいた。さらに、一〇月二五日から開始された国鉄の遵法闘争を中心とする官業労働者の年末闘争(一二月一日開始)において、国鉄労組と機関車労組が統一行動をとったことも高く評価されねばならない。

最後に、一九五三年の日本労働運動にとってもっとも大きな収穫の一つは、一〇月にウィーンでひらかれた第三回世界労働組合大会へ、一七人の日本代表団が参加したことであり、それは六月の世界婦人大会、七月の世界教員会議、一〇月の世界農林労働者・農民大会などへの日本代表団の参加とともに、日本労働者階級の国際連帯のうえに歴史的な転機をもたらした。

以下、主として労働省労働統計調査部「労働争議統計」にもとづいて、一九五三年の労働争議を統計上から観察し、ついでこの年の主要な争議の経過と意義を第二章においてみることにしよう。

(注1)従来の労働争議統計資料

現在何れの国においても労働争議統計に関する資料は所管行政官庁において整備されている。

わが国においては明治三〇年(一八九八年)以来内務省警保局において取扱われていたが公表されなかった。大正十一年、(一九二二年)内務省社会局が新設されるに及んで、同局が編集の任にあたり、大正一三年(一九二四年)以降「労働時報」に公表するようになり、引続いて厚生省労働局(後に勤労局、労政局)、労働省労政局が編集の任にあたり、昭和二三年九月以降、労働省労働統計調査局(部)へ移管され現在に及んでいる。

また資料は大正一三年以降毎年内閣統計局編集の「労働統計要覧」に掲載され、一般に紹介されている。しかし統計対象、集計基準が屢々改正されているので厳密に比較することは出来ない。一例を挙げれば大正八年より大正一五年までは争議行為の対象を「同盟罷怠業」、昭和二年より昭和二〇年までは「同盟罷怠業及び工業閉鎖」、昭和二一年以降「同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖及び業務管理」を対象としている。(労働争議統計調査必携)による。)なお、労働省労働統計調査部「統計から見たわが国の労

働争議」(一九五〇年一二月)はよくまとまっており、参考になる。

(注2)現在の労働争議統計の作成方法と公表

一般に調査が的確に行われず、提出された報告が精密に処理されなければ統計結果が信頼できないことはいうまでもない。現在争議統計は争議当事者である使用者側と労働者側の双方より調査しているが、夫々の立場により両者の提出する報告にはくい違がありうる。

労働関係調整法によれば争議行為が発生したときは、その当事者は直にその旨を労働委員会又は都道府県知事〔船員法(昭和二二年法律第百号)の適用をうける船員に関しては海運局長〕にとどけ出なければならない規定になっているが、争議発生前の状況及び発生後の経過解決状況等を調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当することになっている。(「労働争議統計調査必携」による。)

(注3)対象と単位

労働争議の統計の対象はいうまでもなく労働争議である。本来労働争議とは「労働関係に関する労使間の紛争」であり、関係法規には拘泥しない。しかしこのような広義の争議状況を正確に全国的に調査することは極めて困難である。従って調査の正確さを期するためには比較的容易に調査できる争議についてのみその範囲を限定する必要がある。そこでこの統計においては同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖及び業務管理等の争議行為を伴った争議と争議行為を伴わないが解決のために第三者が斡旋調停、仲裁等をなした争議に限定されている。

右の外、次の諸点が注意されねばならない。

- A、争議は労使間の紛争であるから労働者相互間の争いは労働争議ではない。
- B、少くとも当事者の一方である労働者は集団をなして使用者と対抗していなければならない。即ち単独の労働者と使用者の争いは労働争議ではない。
- C、これに対し政治的争議及び同情争議は調査対象に含まれる。

次に争議の単位は調査及び統計上十分考慮しなければならない問題である。この統計においては独立の工場事業所を単位として調査することになっている。従って共同争議や労働組合連合団体の労働争議の場合は各々独立している工場、事業所毎に調査する。従来この調査単位は、「企業単位」又は「組合単位」「事業所単位」が混用されていたが、昭和二五年四月の改正によって(同年五月より)すべて調査単位を事業所単位に統一したわけである。

しかし集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合は何れも一件の争議として集計することは従前と変りはなく、従って争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ府県別分布の集計に際しては各都道府県の事業所毎に集計する。(「労働争議統計調査必携」による。)

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
